

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年十二月二十六日

大阪府知事 吉村 洋文

大阪府規則第七十号

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の一部を改正する規則

大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則（平成二十八年大阪府規則第百三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(建築物の建築に関する届出に添付する図書) 第七條 (略)</p> <p>一 三 (略)</p> <p>2 省令附則第二條第一項の規定により読み替えて準用する省令第十二條第一項の知事が必要と認める図書は、前項第一号及び第二号に掲げるもの及び次に掲げるものとする。この場合において、<u>同項第一号及び第二号の規定中「第十九條第一項」とあるのは、附則第三條第二項と、同号中「係る建築物」とあるのは「係る特定建築物」と読み替えるものとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 省令附則第二條第四項の規定により読み替えて準用する省令第十二條第一項の知事が必要と認める図書は、<u>第一項第一号及び第二号に掲げるもの及び前項各号に掲げるものとする。</u>この場合において、<u>第一項第一号及び第二号の規定中「第十九條第一項」とあるのは「附則第三條第八項」と、「届出」とあるのは「通知」と、同号中「係る建築物」とあるのは「係る特定建築物」と、前項第一号中「附則第三條第一項」とあるのは「附則第三條第八項」と、「届出」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第一項第二号若しくは第三号(前二項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この項において同じ。)又は第二項各号(前項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この項において同じ。)に掲げる図書に明示すべき事項を省令第十二條第一項(省令附則第二條第四項の規定により読み替えて準用する場合を含む。</p>	<p>(建築物の建築に関する届出に添付する図書) 第七條 (略)</p> <p>一 <u>省令第一條第一項の表()項及び()項に掲げる図書(第十九條第一項の規定による届出に係る計画に住戸が含まれる場合においては、当該住戸についての同表()項及び()項に掲げる図書並びに当該住戸以外の部分についての同表()項及び()項に掲げる図書)(平面図、断面図、機器表(昇降機にあっては、仕様書)及び系統図を除く。)に明示すべき事項を明示した図書</u></p> <p>二 四 (略)</p> <p>2 省令附則第二條第一項の規定により読み替えて準用する省令第十二條第一項の知事が必要と認める図書は、<u>前項第一号から第三号までに掲げるもの及び次に掲げるものとする。</u>この場合において、<u>同項第一号から第三号までの規定中「第十九條第一項」とあるのは「附則第三條第二項」と、同号中「係る建築物」とあるのは「係る特定建築物」と読み替えるものとする。</u></p> <p>一・二 (略)</p> <p>3 省令附則第二條第三項の規定により読み替えて準用する省令第十二條第一項の知事が必要と認める図書は、<u>第一項第一号から第三号までに掲げるもの及び前項各号に掲げるものとする。</u>この場合において、<u>第一項第一号から第三号までの規定中「第十九條第一項」とあるのは「附則第三條第七項」と、「届出」とあるのは「通知」と、同号中「係る建築物」とあるのは「係る特定建築物」と、前項第一号中「附則第三條第二項」とあるのは「附則第三條第七項」と、「届出」とあるのは「通知」と読み替えるものとする。</u></p> <p>4 第一項第一号、第三号若しくは第四号(前二項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この項において同じ。)又は第二項各号(前項の規定により読み替えられた場合を含む。以下この項において同じ。)に掲げる図書に明示すべき事項を省令第十二條第一項(省令附則第二條第三項の規定により読み替えて準用する場合を含む。</p>

む。)の届出書又は通知書に添える他の図書に明示する場合には、前三項の規定にかかわらず、当該事項を当該第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該第一項第二号若しくは第三号又は第二項各号に掲げる図書を当該届出書又は通知書に添えることを要しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第八条 省令第二十三条第一項及び第二十四条の三第二項第二号の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 五 (略)
- 二・三 (略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告を行う場合の方法)

第十三条 (略)

三 法第三十五条第一項(同条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況定期報告書(様式第十一号)

- 四・五 (略)

場合を含む。)の届出書又は通知書に添える他の図書に明示する場合には、前三項の規定にかかわらず、当該事項を当該第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二項各号に掲げる図書に明示することを要しない。この場合において、当該第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二項各号に掲げる図書に明示すべき全ての事項を当該他の図書に明示したときは、当該第一項第一号、第三号若しくは第四号又は第二項各号に掲げる図書を当該届出書又は通知書に添えることを要しない。

(建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請書に添付する図書)

第八条 省令第二十三条第一項の知事が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- 一 五 (略)
- 二・三 (略)

(認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物に係る報告を行う場合の方法)

第十三条 (略)

三 法第三十五条の規定により容積率の算定の基礎となる延べ面積に算入しない床面積がある場合 認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る建築物の状況定期報告書(様式第十一号)

- 四・五 (略)

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正前の大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

様式第7号（第12条関係）

建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律施行規則第29条の軽微な変更該当
証明申請書

（略）

（注意）

1 第2面から第5面までとして変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に限る。以下同じ。）について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則記載の様式第23条の第2面から第4面まで及び第6面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。ただし、当該変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律第29条第3項各号に掲げる事項の記載がある場合は、証明書の交付を受けようとする建築物について、申請建築物（同項に規定する「申請建築物」をいう。以下同じ。）にあっては、当該申請建築物に係る第2面から第5面までとしての当該書類を、他の建築物（同項に規定する「他の建築物」をいう。以下同じ。）にあっては、当該建築物に係る第2面から第4面までとして別記様式第23条の第2面から第4面までに記載すべき事項を記載した書類を添えてください。なお、証明書の交付を受けようとする他の建築物が2以上ある場合には、当該他の建築物それぞれについて当該書類を添えてください。

2 （略）

様式第7号（第12条関係）

建築物のエネルギー消費性能向上に関する法律施行規則第29条の軽微な変更該当
証明申請書

（略）

（注意）

1 第2面から第5面までとして変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画（非住宅部分に限る。以下同じ。）について建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則記載の様式第23条の第2面から第4面まで及び第6面に記載すべき事項を記載した書類を添えてください。

2 （略）